

生活保護減額は違法

津地裁判決 原告側勝訴 全国16番目

三重県内の生活保護利用
者27人(判決時20人)が生
活保護基準引き下げの処分
取り消しを求めて、津など
4市を訴えた「生存権裁
判」(いのちのとりで裁判)

の判決が22日、津地裁であ
り、原告側が全面勝訴しま



「勝訴」を掲げる原告側弁護士や
原告と支援者。22日、津地裁前

した。竹内浩史裁判長は、
基準引き下げは「専門的知
識を度外視する政治的判断
であり、裁量権の逸脱、乱
用」と断じ、「違法」だとし
て処分の取り消しを命じま
した。全国で同様の裁判が
たたかわれており、勝訴は
全国16番目です。

竹内裁判長は、自民党が
保護基準引き下げを201
2年の総選挙公約とし、直
後に就任した厚生労働相
(田村憲久衆院議員)も当
初から主張するなか、専門
的な知見を軽視し強行した
ものであり「判断の上で考
慮すべきでないことを考慮
した」と指摘。引き下げの
根拠として、生活保護利用
世帯の関わりが少ないテレ
ビやパソコンなどの価格が
下がったことを大きく反映
するなど恣意的で不当だと
述べました。過大な保護費
の引き下げは生存権を脅か
しかねないとなりました。

判決後の会見で、石坂俊
雄弁護士は「私たちの訴
えが認められた。全国の原
告や支援者、弁護士が総
かりで進めることで、国を
追い詰めることができた」
と意義を強調。原告の加納
廣生さん(72)は「保護費
が減額されてから生活は苦
しかった。判決を聞いて
『やったー』と思った」。高
岡栄子さん(77)は「苦し
かったけど、判決を聞いて
ほっとした」と語りまし
た。↓全生連など声明⑫面